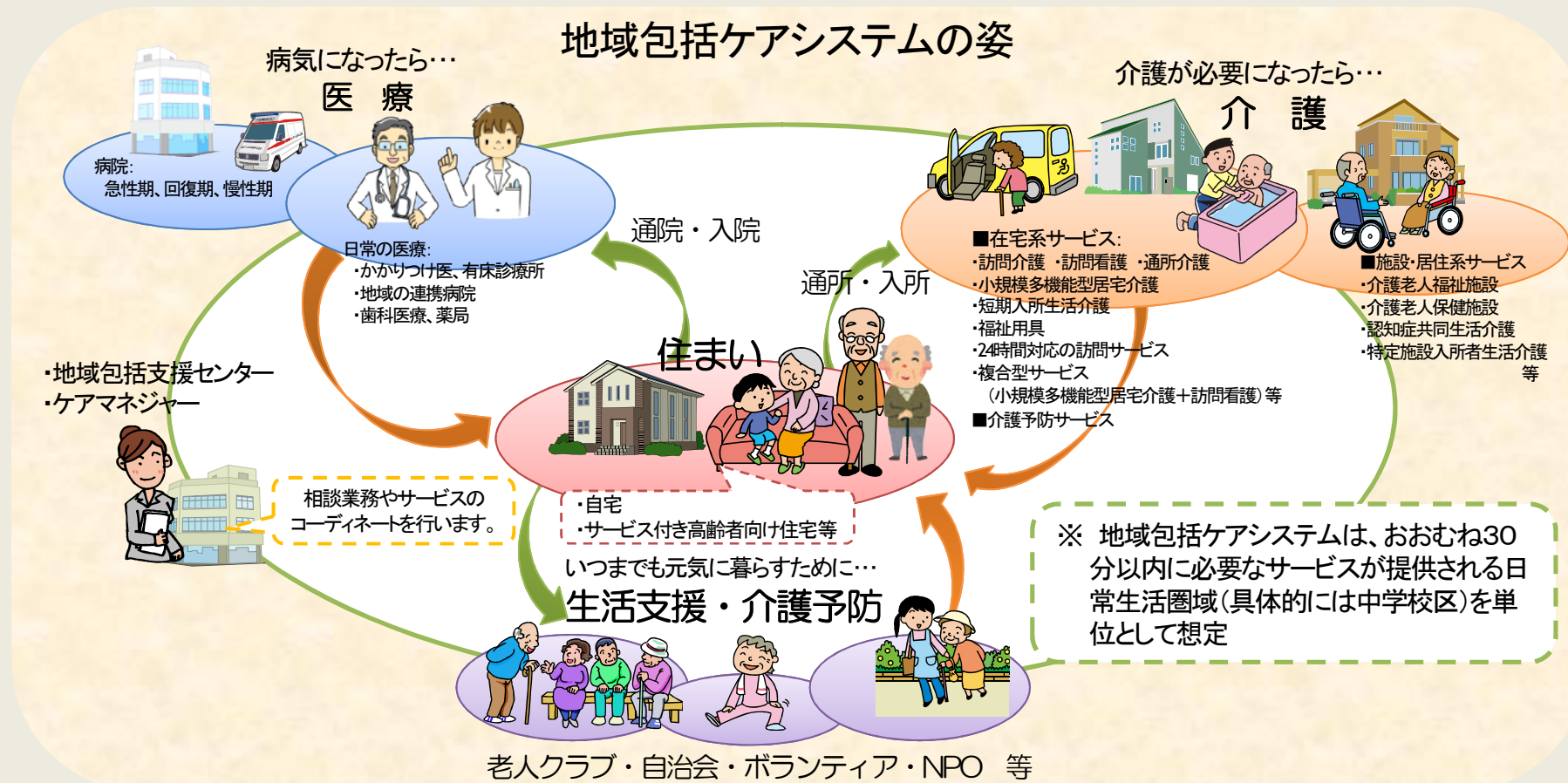


介護予防・日常生活支援総合事業



1 総合事業の趣旨

団塊の世代の人が75歳以上になる2025年に向けて、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想されています。高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態になることを予防することが大切です。

そのための仕組みとして、介護保険制度において、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設されました。

介護保険法

（国民の努力及び義務）

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 総合事業の構成

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つがあります。

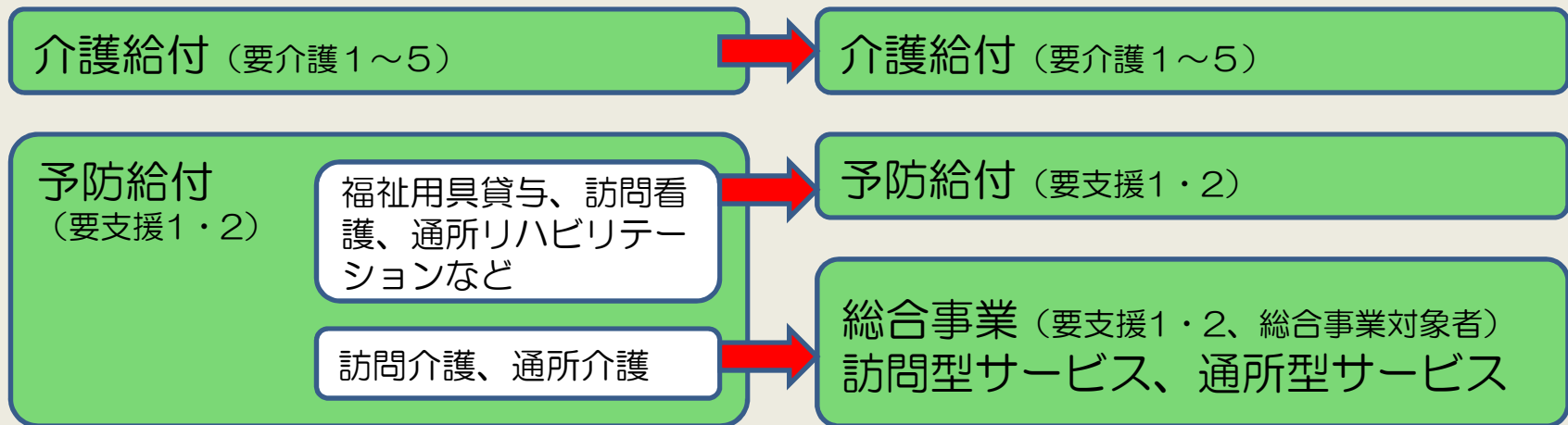
総合事業	
介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
<p>◆対象となる人</p> <p>①要支援1・2と認定された方</p> <p>②65歳以上の方で「基本チェックリスト」(*)に基づく判定の結果、生活機能の低下が見られた方(事業対象者)</p> <p>◆内容</p> <ul style="list-style-type: none">・訪問型サービス・通所型サービス <p>※40歳から64歳までの人(第二号被保険者)は、要介護認定の申請が必要です</p>	<p>◆対象となる方</p> <p>65歳以上のすべての高齢者(第一号被保険者)とその支援のための活動に関わる家族・支援者など(事業によっては一部利用できないものもあります)</p> <p>◆内容</p> <ul style="list-style-type: none">・介護予防のための教室や講座・身近な場所での通いの場 など

※基本チェックリスト・・・25項目の身体状況に関する調査票です。

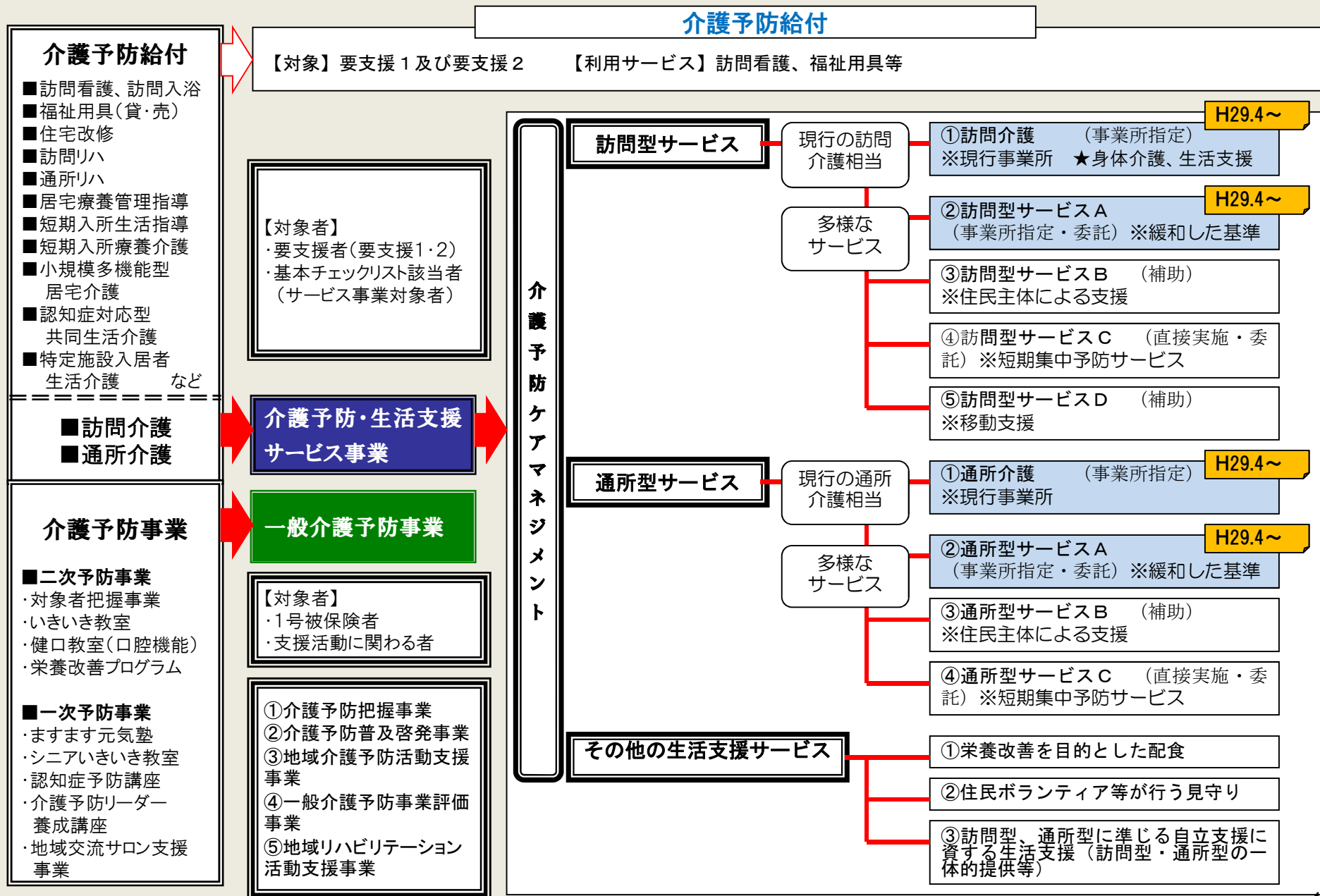
3 総合事業の特徴

①介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行します

予防給付（要支援の人に対するサービス）のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）を総合事業に移行し、町の事業として実施します。



宮代町の介護予防・日常生活支援総合事業の構成(イメージ図)



3 総合事業の特徴

②多様な主体による多様なサービスを展開していきます

高齢者を含めた幅広い世代の市民、NPO、ボランティア、団体、事業者等の活動を支援し、高齢者に対するサービスを充実します。

③サービス利用の手続きの一部を簡素化します

介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用する高齢者が、引き続きサービスの利用を希望する場合には、要支援認定を受けずに、基本チェックリストの結果、事業対象者と判定された場合、状態に応じサービスを継続して利用できるようになります。

すでに要支援認定を受けている人は、その認定期間が更新されるまでは従来の予防給付の介護予防訪問介護、介護予防通所介護を受けることができます。

4 介護予防・生活支援サービス事業

◆訪問型サービス

	介護予防訪問介護相当サービス (これまでの介護予防訪問介護と同じサービス)	訪問型サービスA (町の独自の基準によるサービス)
提供する人	訪問介護事業所のヘルパー	訪問介護事業所・民間事業所等のヘルパー ※町が定める基準の講習を受けた方
内 容	訪問介護員による身体介護、生活援助	掃除、洗濯、買い物、食事の準備や片付け、生活必需品の買い物など、身体介護を伴わない生活援助 ※家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えることは対象とはなりません
自己負担／月 (目安) ※従来の1割負担の方の場合	利用回数に応じた利用料になります ・週1回程度の利用が必要な場合 1,109円／月 (月4回) ・週2回程度の利用が必要な場合 2,250円／月 (月8回) ・週2回を超える利用が必要な場合 3,563円／月 (月12回) ※初回時には別途加算があります	利用回数に応じた利用料になります ・週1回程度の利用が必要な場合 875円／月 (月4回) ・週2回程度の利用が必要な場合 1,750円／月 (月8回) ・週2回を超える利用が必要な場合 2,625円／月 (月12回) ※初回時には別途加算があります

4 介護予防・生活支援サービス事業

◆通所型サービス

	介護予防通所介護相当サービス (これまでの介護予防訪問介護と同じサービス)	通所型サービスA (町の独自の基準によるサービス)
提供する事業所	通所介護事業所	通所介護事業所
内 容	介護予防を目的に食事や入浴などの日常生活上の支援や運動器の機能向上のための支援を日帰りで行います	閉じこもり予防のためのミニディサービスで、体操やレクリエーションなどを行います
自己負担／月 (目安) ※従来の1割負担の方の場合	利用回数に応じた利用料になります ・週1回程度の利用が必要な場合 1,552円／月 (月4回) ・週2回程度の利用が必要な場合 3,196円／月 (月8回) ※初回時には別途加算があります	利用回数に応じた利用料になります ・週1回程度の利用が必要な場合 1,285円／月 (月4回) ・週2回程度の利用が必要な場合 2,629円／月 (月8回) ※送迎込み・3時間以上の場合となります ※初回時には別途加算があります

5 一般介護予防事業

これまで

二次予防事業

要介護状態等となるおそれのある高齢者（生活機能の低下等がみられる高齢者）

- ＊基本チェックリストにより判定
- ・対象者把握事業
- ・いきいき教室
- ・健口教室（口腔機能）
- ・栄養改善プログラム

一次予防事業

高齢者全般

- ・ますます元気塾
- ・シニアいきいき教室
- ・認知症予防講座
- ・介護予防リーダー養成講座
- ・地域交流サロン支援

平成29年4月から

介護予防把握事業

- ・閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる

介護予防普及啓発事業

- ・介護予防活動の普及・啓発を行う

地域介護予防活動支援事業

- ・地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う

一般介護予防事業評価事業

- ・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証、一般介護予防事業の事業評価

地域リハビリテーション活動支援事業

- ・地域における介護予防の取組強化のため、通所、訪問、住民運営の通いの場等への専門職等の関与

5 一般介護予防事業

◆筋力向上や仲間づくりのための介護予防

65歳以上のすべての人を対象とした事業		
ますます元気塾	新 はじめて元気塾	新 介護予防教室（仮称）
体力の維持向上を目的	運動機能向上を目的	介護予防に取り組む仲間づくりを目的
◆比較的、元気な方を対象	◆足腰に不安がある、体力にちょっと自信がない といった方を対象	◆日常生活において必要な筋力をつけたい方を対象 *途中参加可能
◆年2コース（前・後期） ◆月1～3回／6ヶ月 ◆介護予防体操と座学を中心とした教室です	◆年1コース ◆月2回／6ヶ月 ◆簡単な運動と座学を中心とした教室です	◆年2コース（前・後期） ◆12回／1コース ◆簡単な体操を参加者全員で行う教室です

5 一般介護予防事業

◆口腔ケアや栄養指導のための介護予防

65歳以上で口腔・栄養に不安がある人を対象とした事業

健口教室

お口の健康の維持向上を目的

- ◆口腔に関するチェックリストで該当となった人を対象
- ◆年間5回
- ◆歯科衛生士による口腔ケアの教室です

個別栄養相談

栄養状態の維持向上を目的

- ◆栄養に関するチェックリストで該当となった人を対象
- ◆随時受付
- ◆管理栄養士による栄養相談を受けます

5 一般介護予防事業

◆住民主体の通いの場の運営に関わる人の養成（地域における介護予防）

高齢者への支援の活動に関わる人を対象とした事業

介護予防リーダー養成講座

- ◆地域で介護予防の運動を中心に活動している団体を支援されたい人を対象
- ◆年1コース
- ◆全6回
- ◆介護予防の体操や知識を学びます
- ※受講者を対象に別途ステップアップ勉強会（全2回）も実施

介護予防教室サポーター養成講座

- ◆介護予防の知識を実践を通して学びたい人を対象
- ◆年2コース（前・後期）
- ◆6回／1コース
- ◆介護予防の体操や知識について、理学療法士・健康運動指導士などからの指導を受けながら、実践を通して学びます

5 一般介護予防事業

◆住民主体の通いの場への運営支援

地域交流サロン、自主グループへの支援

地域交流サロンへの支援

- ◆地域交流サロンを運営する団体に対して、活動初期に経費を要する資機材に対する助成を行うことで、サロンの運営を支援する

介護予防・健康づくり活動支援

- ◆介護予防・健康づくり活動を行う団体に対し、健康運動指導士の派遣や出前講座を提供し、自主活動を支援する